

須崎市立地適正化計画

令和2年1月

高知県 須崎市

須崎市立地適正化計画 目次

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 立地適正化計画策定の背景と目的	1-1
(1) 立地適正化計画策定の背景と目的	1-1
(2) 立地適正化計画とは	1-2
2. 計画の位置づけの整理	1-4
(1) 根拠法	1-4
(2) 計画の位置づけ	1-4
3. 立地適正化計画の区域	1-5
4. 計画期間	1-5

第2章 本市を取り巻く現状の整理

1. 地勢・都市構造	2-1
(1) 地勢	2-1
(2) 都市構造	2-1
2. 人口	2-2
(1) 人口と世帯数	2-2
(2) 将来人口推計	2-3
(3) 人口分布と人口集中地区	2-4
(4) 高齢化率	2-6
3. 交通	2-7
(1) 公共交通ネットワークの状況	2-7
(2) 公共交通利用状況	2-9
(3) 利用交通手段	2-11
4. 土地利用及び建物利用状況	2-12
(1) 土地利用状況	2-12
(2) 開発の動向（都市計画道路の整備状況、市街地開発事業等）	2-13
(3) 建物利用状況（築年数、構造、空き家率）	2-14

5. 都市機能	2-16
(1) 公共公益施設	2-16
(2) 医療・福祉施設	2-17
(3) 教育施設・子育て支援施設	2-18
(4) 生活サービス施設	2-19
6. 災害リスク想定区域	2-20
(1) 津波災害	2-20
(2) 土砂災害等	2-22
7. 地価公示	2-23
8. 財政力	2-24

第3章 立地適正化に向けた基本的な方針

1. 基礎調査からみた特徴と課題の整理	3-1
(1) 本市の特徴	3-1
(2) 立地適正化における課題とまちづくりの方向性	3-3
2. 立地適正化計画のまちづくり方針	3-4
3. 立地適正化に関する基本方針	3-5

第4章 立地適正化に向けた誘導

1. 誘導区域等の考え方について	4-1
(1) 都市構造の考え方	4-1
(2) 区域設定方針	4-2
(3) 区域設定の考え方	4-3
(4) 各区域の範囲設定の定義	4-6
2. 誘導区域の設定	4-7
(1) 須崎駅周辺地区	4-7
(2) 多ノ郷駅周辺地区	4-8
3. 誘導施設の考え方	4-10
(1) 基本的な考え方	4-10
(2) 誘導施設の設定	4-13

第5章 都市機能及び居住を維持・誘導するための施策

1. 届出制度について	5-1
(1) 都市再生特別措置法の規定に基づく届出制度	5-1
(2) 須崎市独自設定による届出制度	5-5
2. 都市機能及び居住を維持・誘導するための施策	5-8
(1) 都市機能誘導区域における誘導施設を維持・誘導するための施策	5-8
(2) 居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策	5-9
(3) (仮称)自主防災活動強化区域【須崎市独自設定】における 自主防災活動を強化するための施策	5-12

第6章 目標と評価指標及び進行管理

1. 評価指標について	6-1
2. 評価指標の設定	6-1
(1) 都市機能誘導に関する評価指標	6-1
(2) 居住誘導に関する評価指標-1	6-2
(3) 居住誘導に関する評価指標-2	6-3
(4) 居住誘導に関する評価指標-3	6-4
(5) 災害対策に関する評価指標	6-5
3. 立地適正化計画の進行管理	6-6

資料編

○人口	資-1
○交通	資-10
○土地利用及び建物利用状況	資-12
○都市機能分布	資-16
○災害リスク想定区域	資-24
○誘導区域の設定	資-27
○須崎市独自設定による事前届出の対象となる範囲	資-33
○評価指標	資-34
○評価指標の設定	資-35
○策定体制	資-37

